

町内農業関係者の皆様へ

大和町農業環境整備事業補助金について

令和5年4月1日

- 1, 目的 農地の効率的な利用を推進し、生産性の高い農業を確立するために、農業生産基盤環境の維持補修や整備に対する費用の一部を助成するものです。
- 2, 対象者 町内の農業者及び町内農業関係組織（農業生産法人、集落営農組織、農業生産組合、農地維持活動組織）が町内の農地を整備する場合です。
ただし、年度1回の申請とし、同一年度において、交付申請をし、又は交付決定を受けている同一世帯員、同一農業関係組織等からの申請はできません。
- 3, 交付内容 下記のとおり なお、施工後の補助金交付申請はできません。

区 分	対 象 経 費	事業費及び補助金額等
農 地 (新規又は前年度に申請がない者を優先)	(1)水田の畦畔撤去及び均平作業、畦畔の補修に要する経費 (2) 農地内における用排水施設(暗渠排水含む。)の整備等に要する経費 (3) 農地への農業機械等の乗入れの箇所の整備に要する経費 (4) 湿田及び段差解消の客土に要する経費	事業費 2万円以上 補助率 1／2以内 補助金額 1万円以上 50万円以内 ※千円未満は切捨て
	(5) 鳥獣被害にあった畦畔補修及び畦塗り	対象経費の(5)は、黒川地区農作業標準料金単価(40円)の2分の1以内)
農業用施設 (新規又は前年度に申請がない者を優先)	(1) 農道及び共同耕作道の敷砂利等の維持補修に要する経費 (2) 水路施設の補修及び土水路から二次製品敷設等の機能向上に要する経費 (3) 農業用揚水ポンプ等の改築・補修等に要する経費 (4) 町内各水利組合で管理している農業用取水堰等の補修・改修 (5) 農業用ため池等の維持管理のための整備及び施設改修	事業費 3万円以上 補助率 2／3以内 補助金額 2万円以上 100万円以内 ※千円未満は切捨て

このほかの、農地や農業用施設の維持補修等については、ご相談をお願いします。

問合せ先 農林振興課 ☎345-1119（直通）